

令和7年度

しゅうがく

えんじょ

せいど

し

就学援助制度のお知らせ

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度についてはホームページでも見ることができます。

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2023020200029/>伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

就学援助制度は、お子さんを小、中学校へ通うためのお金を用意することが難しい親に
学校で使うものや給食などのお金の一部を助ける制度です。申込みは毎年学校へしてください。

1. 対象となる世帯

伊勢原市立小中学校と県立中等教育学校(前期課程)に通っている子どもがいる家庭で、次の条件にあてはまる家庭が対象です。

- (1) 生活保護を受けている家庭
- (2) 前年の収入の合計額が、生活保護の基準額から計算される金額以下の家庭
- (3) 親などが失業、病気、災害等により、収入がとても少なくなると認められる家庭

(2)の目安となる1年間の給料の合計額

家族の人数	世帯構成(例)	合計額の基準 (家賃なしの場合)
2人世帯	父又は母(20~40歳)、子(7歳)	約217万円
3人世帯	父又は母(20~40歳)、子(10歳)、子(7歳)	約290万円
4人世帯	父又は母(20~40歳)、子(13歳)、子(10歳)、子(4歳)	約340万円
5人世帯	父(41~59歳)、母(20~40歳)、子(13歳)、子(10歳)、子(4歳)	約380万円

*家族の人数・年齢・家賃等で変わります。

[注意]

会社から給料をもらっている人は、源泉徴収票の「給与所得控除後の額」の欄の金額。個人で仕事をする人は、収入から必要な経費を引いた金額です。家族全員の合計額で審査します。

2. 援助の内容

- (1) 援助の内容と金額(年額)【令和6年度の内容・金額 金額や支給内容・時期が変更される場合があります。

*生活保護の家庭は修学旅行の費用だけ払います。

援助の内容	対象となる学年	1年間で払われる金額		支給時期等
		小学校	中学校	
①学校で使うもの	全学年	11,630円	22,730円	8月、1月、3月
②通学に使うもの	1年生以外	2,270円	2,270円	8月、1月、3月
③1年生になるときに用意するもの	1年生 ※1	57,060円	63,000円	8月
	※1 前年度に入学準備金をもらっていない家庭。また、4月に申し込んだ家庭。			
	小学6年生	63,000円	—	1月
④遠足など	全学年	学校の決定額	学校の決定額	8月、1月、3月
⑤修学旅行	小学6年生・中学3年生	学校の決定額	学校の決定額	実施時期による
⑥学校給食	全学年	学校の決定額	学校の決定額 ※2	8月、1月、3月
	※2 中学校給食については、希望者に限り現物給付とする(ミルク給食を除く)			
⑦柔道着	中学1年生	—	学校の決定額	購入時期による

(2) めがね購入費の援助(年額)【令和7年度の予定】

学校の検査等で診断された場合、めがね購入費の援助をしています。

援助の内容	対象	年間支給限度額	主な支給方法
めがね購入費	した条件で処方箋をもらった人 ①片裸眼視力が0.6以下 ②片裸眼視力が0.6以下で現在使用しているめがねが合わなくなった	15,000円まで (年1回) 実際に支払った額 (割引やポイントによる支払は対象外)	めがね購入後助成 または めがね券の交付

(3) 支給方法

ア (1)の援助費

- ①～③は決められた金額を払います。
- 5月からあとに申し込んだ場合、①と②は調整した金額を払います。
- ③は、前の年に入学準備金をもらっていない1年生に払います。(4月に申し込んだ家庭)
- 学年の途中で就学援助から外れた場合、①②を返金してもらう場合があります。
- ④は、遠足、校外学習、キャンプ、芸術鑑賞の費用になります。
- ⑥は体育の授業で使う柔道着が対象です。

イ (2)の援助費

- めがねを買うときは、買う前に学校教育課(☎0463-74-5168)に電話してください。
- めがねは、小・中学校で授業を受ける時に困らないよう助成していますので、作成は12月までを対象とします。

*** 電話がなくめがねを買ったときは、支払われないときがあります。**

ウ 中学校給食

- 中学校給食費(ミルク給食分を除く)は、申し込んだ給食の費用を市が負担します。
- 中学校給食は、申し込んだ日の給食が学校に届きます。基本的に注文する前にお金を振り込むことが必要ですが、就学援助を受けた家庭は、お金を振り込まないで給食を注文できます。費用は教育委員会が直接会社に払います。

なお、就学援助制度は1年ごとに認定するため、3学期に次の学年で認定されるまでの期間給食費を支払うか、対象となる家庭に確認をいたします。(みなし認定)

みなし認定で給食を利用した後、審査して非認定となった場合は、4月分からの給食費を返してもらいます。

3. 提出書類 (毎年の申込みが必要です)

- (1) 就学援助費交付申請書（各学校にあります）
(2) 添付書類（次のものにあてはまる方は、追加の書類が必要です）

*生活保護を受けている方は、振込口座がわかる書類を出してください

誰 が	何 を
しんせい かてい 申請をするすべての家庭	ふりこみ こうざ かくになん しようい 振込口座が確認できる書類 つうちょう きのうつ のぞ とう 通帳・キャッシュカード(クレジット機能付きを除く)等のコピー ぎんこうめい してん こうざばんごう めいぎにん ひつよう 銀行名・支店・口座番号・名義人のわかる書類が必要です。
やちん しはら かてい 家賃を支払っている家庭 へ や いえ か * 部屋・家を借りている かてい * 社宅を借りている家庭 しゅうたく か かてい * 住宅ローンは対象では ありません	か ぼしよ か ひと か きかん やちん しようい 借りている場所・借りている人・借りている期間・家賃がわかる書類 ①～③の書類のどれかが必要です。 ① 賃貸契約書の写し ② 入居者決定通知書又は家賃決定(変更)通知書の写し ③ その他、貸主・借主・物件・契約期間・月額家賃がわかる書類 * 契約期間が切れていたり、家族以外が借りている場合は不可 * 通帳のコピーやATM機からの入金控では確認できません 注) 書類がなかったり書類で確認できないときは家賃を入れないで審査します。
れいわ ねん がつ にち あと 令和7年1月2日から後に いせ はらし てんにゆう かてい 伊勢原市へ転入した家庭 いせ はらし す 伊勢原市に住んでいないが しゅうにゆう しゅうにゆう 収入があり、その収入も ふく く かぞく 含めて暮らしている家族 (ほごしゃ たんしんふにんちゅう 保護者が単身赴任中で じゅうみんせうなく べつ 住民登録を別にしている ばあいとう 場合等)	れいわ ねんちゅう しようく しようい 令和6年中の所得がわかる書類 しんせいしいうら なまえ か しようい 申請書裏に名前を書き、書類を 6月11日(水)までに提出してください。 がつ にち じゅうみんせうろく しちようそん はつこう 1月1日に住民登録のあった市町村で発行する つぎ ひつよう 次の①～③の書類のどれかが必要です。 ① れいわ ねんどししんぜい けんみんぜいかぜいしよくしうめいしよ 令和7年度市民税・県民税課税所得証明書 (6月1日以降発行) ② れいわ ねんどししんぜい けんみんぜいしうぜいつうちしよ 令和7年度市民税・県民税納税通知書
くいきがいしゅうがく しがい 区域外就学で、市外から いせ はらしな いしちゅうがっこう 伊勢原市内の小中学校へ かよ かてい 通っている家庭	しがい じゅうみんせうろく 市外に住民登録を している家族全員の じゅうみんひん 住民票 ③ れいわ ねんどししんぜい けんみんぜいしよくべつちようしゅうめいしよ 令和7年度市民税・県民税特別徴収税額 通知書の写し(概ね5月中旬以降) ちゅう かぞく しゅうにゆう かたぜんいんぶん しようめいしよ 注) 家族のうち収入のある方全員分の証明書が 必要です。

令和7年1月1日に伊勢原市に住居登録のある方は、令和6年中の所得を証明する書類はいりません。

ただし、同一世帯内に所得等が未申告の方がいる場合は、認定審査ができないことがありますので、必ず所得の申告の手続きをしてから申請してください。

4. 認定審査及び結果通知

- (1) ^{にんていしんさ}認定審査
教育委員会では、^{きょういくいんかい}提出された^{しんせいしょ}申請書と^{ついか}追加された^{しよりい}書類、^{かぞく}家族の^{じょうきょう}状況や^{しゅうにゆう}収入等から^{そうごうてき}総合的に^{しんさ}審査します。
- (2) ^{にんていけつか づうち}認定結果通知
^{がつげじゆんころ}6月下旬頃、^{にんていけつか}認定結果を^{ほごしや}保護者へ^{づうち}通知します。

5. 提出

お子さんが通っている学校に提出してください。

なお、お子さんが小学校と中学校の両方に通っている場合は、申請書をそれぞれの学校に提出してください。

提出期限 令和7年 月 日()

この期限を過ぎると中途認定となり支給額が減額されます。中途申請は2月末日まで受け付けます。

6. 申請に当たっての注意事項

- (1) 認定前にめがねを購入したいときは、めがねを購入する前に、学校教育課(Tel 74-5168)へ電話してください。
- (2) 家族に所得等の未申告の方がいるときは、審査ができません。所得がない場合も申告をしてください。
- (3) 認定された後に家族の状況等が変わったときは連絡してください。状況によって再審査をする場合があります。
- (4) 申請は、お子さんの通っている学校ごとに、毎年必要です。

就学援助費交付申請書の確認

- ☐ 必要な項目はすべて記入した
- ☐ 振込口座が確認できる書類

家賃を払っている方

- ☐ 家賃等が確認できる書類
賃貸契約書の写し、入居者決定通知書等

令和7年1月2日から後に伊勢原市に転入した方
単身赴任等で市外に住んでいる収入のある方
☐ 前年中の所得がわかる書類(6月11日までに提出)

区域外就学により市外から通っている方
☐ 市外に住民登録をしている家族全員の住民票
☐ 前年中の所得がわかる書類
(6月11日までに学校教育課へ提出)

就学援助制度については
市のホームページでも見ることができます
(5カ国語で見ることができます)



提出方法等については
お子さんが通っている学校

電話 -

書き方・添付書類等については
★教育委員会学校教育課
電話(直通)74-5168